

第22期 第17回 農業委員会総会審議結果

開催日時	平成28年 2月25日(木曜日) 午後2時00分 ~午後3時10分				
開催場所	苫小牧市役所第2庁舎 2階北会議室				
出席委員	今泉 宏治	及川 末男	野村 真理子	工藤 良一	五十嵐 堅司
	黒坂 章	矢農 誠	谷口 隆昌	山本 まり子	丹羽 秀則
	計 10 名				
欠席委員	亀谷 正司	山内 幸子	佐久間 貴子		
議事録署名委員	野村 真理子	工藤 良一			

審議内容

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

(賃貸借の合意解約)

土地の表示				貸人の住所 氏名	借人の住所 氏名
所在・地番	地目		面積(m ²)		
	公簿	現況			
字美沢 5番 24	原野	畑	19,103	■■■市■■■■ ■■■番地■■■ ■■■	■■■市■■■■ ■■■番地の■ ■■■
契約内容	契約年月日	契約期間		合意解約日	土地引渡日
農地法第3条 S59年2月 (賃貸借)	S59年2月24日	始期 S59年2月24日 ~法定更新中		H28年1月19日	H28年1月31日
土地の表示				貸人の住所 氏名	借人の住所 氏名
所在・地番	地目		面積(m ²)		
	公簿	現況			
字美沢 5番 25	原野	畑	24,160	■■■市 ■■■番地 ■■■ 外3名	■■■市■■■■ ■■■番地の■ ■■■
契約内容	契約年月日	契約期間		合意解約日	土地引渡日
農地法第3条 S59年12月 (賃貸借)	S59年12月20日	始期 S59年12月20日 ~法定更新中		H28年1月19日	H28年1月31日

審議結果

原案承認

報告第2号 現況証明願いの専決処分について

所在・地番	公簿地目	農地台帳地目	面積(m ²)	申請者(所有者)	願出理由	確認結果	確認委員
字錦岡 572番1 574番8 574番53	原野 原野 原野	登録なし 登録なし 登録なし	9,589 19,775 3,404 (32,768)	■■■市■■■■■ ■■■番地の■■■■■ ■ 代表取締役 ■■■ (■■■■■) 外3名	砂利採取申請の為	農地、採草放牧地以外	及川 末男 野村 真理子 黒坂 章 山本 まり子

審議結果

原案承認

議案第1号 農用地等利用集積計画の作成要請について

議案第1号-1

整理 番号	27-7	利用権の設定を受ける者		住 所	■■■市■■■■■■■■番地の■■
				氏名又は名称	■■ ■■
		利用権を設定する者		住 所	■■市■■■■■■■■番地■■
				氏名又は名称	■ ■■
利用権を設定する土地				設定する利用権	
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	利用権の種類	内 容
苫小牧市字美沢	5番24	畑	19,103	賃借権	普通畑
設定する利用権					利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に 係る当事者間の 法律関係
始期	終期	借賃(円)	借賃の支払方法		
平成28年3月1日	平成38年2月28日	■■,■■■円/年 (■,■■■円/10a)	毎年11月末迄に ■氏の口座に振 込み		
					賃貸借

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称		性 別	年 齢	農作業従事日数				
■■ ■■		男	46歳	360日				
設定を受ける土地の面積(m ²)		現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(m ²)		主たる経営作目				
農 地	19,103	農 地	285,198	酪 農				
そ の 他								
世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況			
世帯員(構成員)	農業従事者(内15歳以上60歳未満の者)		雇用労働力(年間延日数)	種 類	数 量	種 類	数 量	
男	2人	農業専従者	2人(2人)	-	乳牛	80頭	トラクター 牧草用作業機具	3台一式
		農業補助者	主として農業に従事する者					
女	2人		従として農業に従事する者					

※農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書は別紙1

議案第 1 号 - 3

整理 番号	27-9	利用権の設定を受ける者		住 所	■■■■市■■■■番地■
				氏名又は名称	■■ ■■
		利用権を設定する者		住 所	■■市■■町■■丁目■■-■■ ■■■■■■■■■■
				氏名又は名称	■■ ■■
利用権を設定する土地				設定する利用権	
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	利用権の種類	内 容
苫小牧市字樽前	171 番 1	畑	15,721	賃借権	普通畑
設定する利用権					利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係
始期	終期	借賃(円)	借賃の支払方法		
平成 28 年 4 月 1 日	平成 29 年 3 月 31 日	■■,■■■円/年 (■■■■円/10a)	毎年 12 月末迄に ■■■■氏の口座に 振込み	賃借権	

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称		性 別	年 齢	農作業従事日数		
■■ ■■		男	82 歳	360 日		
設定を受ける土地の面積(m ²)		現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(m ²)		主たる経営作目		
農 地	15,721	農 地	112,951	牧 草		
そ の 他						
世帯員（構成員）の農作業従事及び雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況	
世帯員 (構成員)	農業従事者 (内 15 歳以上 60 歳未 満の者)	雇用労働力 (年間延日数)	種 類	数 量	種 類	数 量
男	1 人	-	-	-	トラクター 他 農機具	4 台一式
	農業専従者					
農業補助者	主として農業に 従事する者					
女	1 人	従として農業に 従事する者	人 (人)			

※農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書は別紙2

議案第 1 号 - 4

整理 番号	27-10	所有権の移転を受ける者		住 所	■■市■■区■■条■■丁目■■番■■号
				氏名又は名称	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ 理事長 ■■ ■■
		所有権の移転をする者		住 所	■■■■市■■■■■■■■■■番地
				氏名又は名称	■■ ■■
利用権を設定する土地					所有権移転の内容 (D)
所 在	地 番	現況地目	面 積 (㎡)	所有権 の登記 の有無	利用目的
苫小牧市字美沢	105 番 1	畑	48,414	有	畑
所有権移転の内容					利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係 (E)
所有権の 移転時期	対価 (円)	対価の 支払方法	対価の 支払期限	引渡し の時期	
平成 28 年 2 月 26 日	■■,■■■,■■■	指定口座に 振込み	平成 28 年 4 月 13 日	対価支払日	
					売 買

※農地保有合理化事業による売買

審議結果	原案可決
------	------

その他

- (1) 第 18 回農業委員会総会の開催について
3 月 25 日(金) 午後 2 時からの開催を予定。
- (2) 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農業委員会組織・制度改正等について

農業経営基盤強化促進法第 18 条 調査書

議案第 1 号-1 (利用権の設定：~~所有権移転~~・賃貸借権設定)

譲受(借)人： ■■ ■■		譲渡(貸)人： ■ ■■		作成者：■■ ■■	
法 18 条の条項	判断の理由			不許可に該当	
第 2 項第 6 号 (解除条件)	・借人は、農業常時従事者の個人である。			適応なし	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)	・借人は、基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、農用地利用集積計画案の内容は基本構想に適合するものと認められる。			しない	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	・借人は、経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものとみこまれる。			しない	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	・借人は営農実績があり、これまでの経験から農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	・第 2 項第 6 号に規定する者でない。			適応なし	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	・第 2 項第 6 号に規定する者でない。			適応なし	
第 3 項第 4 号 (権利を有する者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、借人と貸人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。			適応なし	

議案第 1 号-2 (利用権の設定：~~所有権移転~~・賃貸借権設定)

譲受(借)人： ■■ ■■		譲渡(貸)人：■■ ■■ 外 3 名		作成者：■■ ■■	
法 18 条の条項	判断の理由			不許可に該当	
第 2 項第 6 号 (解除条件)	・借人は、農業常時従事者の個人である。			適応なし	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)	・借人は、基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、農用地利用集積計画案の内容は基本構想に適合するものと認められる。			しない	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	・借人は、経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものとみこまれる。			しない	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	・借人は営農実績があり、これまでの経験から農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	・第 2 項第 6 号に規定する者でない。			適応なし	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	・第 2 項第 6 号に規定する者でない。			適応なし	
第 3 項第 4 号 (権利を有する者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、借人と貸人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ている。			しない	

議案第1号-3 (利用権の設定：~~所有権移転~~・賃貸借権設定)

譲受(借)人： ■■ ■■		譲渡(貸)人： ■■ ■■	作成者： ■■ ■■
法18条の条項	判断の理由		不許可に該当
第2項第6号 (解除条件)	・借人は、農業常時従事者の個人である。		適応なし
第3項第1号 (基本構想適合)	・借人は、基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、農用地利用集積計画案の内容は基本構想に適合しないものと認められる。		しない
第3項第2号イ (全部効率利用)	・借人は、経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事しない家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものとみこまれる。		しない
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	・借人は営農実績があり、これまでの経験から農作業を行う必要がある日数について農作業に従事しないと見込まれる。		しない
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	・第2項第6号に規定しない者でない。		適応なし
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	・第2項第6号に規定しない者でない。		適応なし
第3項第4号 (権利を有しない者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、借人と貸人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的としない権利を有する者はいない。		適応なし